

令和4年度 第1回川崎市教科用図書選定審議会 議事録

開催日時：令和4年4月25日（月）午前10時00分～11時00分

開催会場：川崎市教育会館 第1会議室

出席委員数：川崎市教科用図書選定審議会委員15名（欠席委員1名）

（事務局）

本日は、大変お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまより令和4年度第1回川崎市教科用図書選定審議会を開催いたします。

私は、本日の選定審議会の司会進行を務めさせていただきます、川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課指導事務係長の新津と申します。よろしくお願いたします。

この審議会の委員の皆様のご委嘱、または任命期間は令和4年4月25日より1年間となっております。委嘱状等につきましては、机の上においてございますので御確認くださいようお願いたします。

はじめに、川崎市教科用図書選定審議会の開催方法について、先ずお伺いたします。令和4年度の審議会は全2回の開催を予定しています。なお、教科用図書の採択におきましては、世間一般に広く関心が寄せられており、審議会を公にすることにより発言者を特定できず、場合によっては誹謗・中傷・いやがらせ等が起こる可能性があります。そのため、自由・活発な議論をすることができなくなる恐れがあります。このため、教科用図書選定事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられるため、審議会は非公開として開催させていただきたいと考えますが、委員の皆様よろしいでしょうか。御承認いただけるようでしたら、挙手をお願いしたいと思います。

（出席委員全員挙手）

ありがとうございます。それでは次にお手元の資料の確認をさせていただきます。はじめに次第が1枚ございます。次に審議会の委員名簿が1枚、このほかホチキス止めの資料がございます。資料は皆さまお手元にありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは開会にあたりまして、指導課長の古俣より挨拶申し上げます。

（指導課長）

改めまして、皆様おはようございます。教育委員会事務局学校教育部指導課指導課長の古俣でございます。よろしくお願いたします。本日は少し気温が高めということで、空調をやや強めにいれさせていただいておりますので、もしも涼しすぎるということであれば、遠慮なく言っていただければ調整しますので、よろしくお願いたします。

皆様も御存知かと思いますが、令和4年3月21日を持ちまして、神奈川県を区域とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきます、まん延防止等重点措置が解除されて

いますが、新型コロナウイルスの影響によりまして、引き続き学級等が臨時休業となる学校が出ております。そのような油断できない状況が続いているところではございますけれども、学校や保護者の皆様におかれましては、様々な御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。心より感謝しております。

先ほどもお話しましたように、本年度の教科書用図書選定審議会は2回を予定してございます。高等学校が使用する教科用図書につきましては、法令上の具体的な定めはございませんが、新学習指導要領の実施に伴い、次年度から使用する教科用図書の審議を行っていただきます。さらに、特別支援学校、特別支援学級で、次年度から使用する教科用図書につきましても、審議をしていただきます。

最後になりますが、教科用図書の採択におきましては、世間一般に広く関心が寄せられております。委員の皆様方におかれましては、色々な立場から多角的に忌憚ない御意見をいただきまして、公平・公正な教科用図書の採択の一助になればと考えております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、本日御出席の委員の皆さまを紹介させていただきます。恐縮ではございますがお名前を読み上げましたら、御起立をしていただければと思います。よろしく申し上げます。お手元の「令和4年度川崎市教科用図書選定審議会委員名簿」に沿って御紹介させていただきます。

(委員紹介)

以上で委員の紹介を終わらせていただきます。

この審議会につきましては、お手元の委員名簿にございますように、16名の委員で構成されております。本日出席されている委員の人数は、15名でございますので、ホチキス止め資料の2ページ目でございます「川崎市附属機関設置条例」の第7条第2項に規定する会議の成立要件である「委員の半数以上が出席」されていることを、併せて御報告申し上げます。先ほど御承認いただいたとおり、この会議は非公開でございますので、本日もお配りしております資料につきましては、会議終了後、回収いたしますので、御理解のほどお願い申し上げます。

つづきまして、議事に先立ちまして、「川崎市附属機関設置条例」の第6条第1項の規定により、本審議会に会長を置く必要がございます。会長は、条例第6条第1項の規定により、本日もお集まりいただいた委員の皆様方の中から互選により定めることとされ、会長は本審議会の議長となります。ただいまより会長の選出に入りたいと思います。委員の方々が会長をお引き受けいただける方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

いらっしゃらないようでしたら事務局から御提案させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、中学校長会から推薦いただいている、川崎市立宮崎中学校校長の榎原委員をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

【出席委員全員承認】

ありがとうございます。それでは、榎原委員に教科用図書選定審議会の会長をお願いしたいと存じます。申し訳ございませんが榎原委員は、会長席に御移動をお願いいたします。

それでは会長、御挨拶をお願いいたします。

(会長)

はい、では、ただいま御指名いただきました、現在、宮崎中学校で校長しております、榎原と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。この教科書の審議がですね、公正かつ適正に行われるよう、私は微力ではございますが、精一杯努めますので、皆様どうぞよろしくをお願いいたします。皆様の活発な御意見とか、御協力をどうぞよろしくをお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。それでは、榎原会長、よろしくをお願いいたします。

(会長)

それでは、早速ではありますが、議事のほうに入っていきたいというふうに思います。令和5年度川崎市使用教科用図書採択方針についてということで、事務局のほうから御提案をよろしくをお願いいたします。

(事務局)

それでは令和5年度川崎市使用教科用図書採択方針について、私、指導課の中尾のほうから説明をさせていただきます。

配布資料の「令和4年度第1回川崎市教科用図書選定審議会―資料―」の7ページ、「令和5年度川崎市使用教科用図書採択方針について」を御覧ください。

1の「目的」でございますが、教科用図書は、各学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として使用を義務づけられているものであり、児童生徒が学習を進める上で極めて重要な役割を果たすものでございます。よって、川崎市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとともに、その手続きの公正かつ適正を期すため、令和5年度川崎市使用教科用図書採択方針を定めるものでございます。

次に、2の「採択の基本的な考え方」、「(1)採択の権限」でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及びその他関係法令に基づき、教育委員会がその責任と権限のもと、公正かつ適正に実施してまいります。

次に、「(2)採択する教科用図書」でございますが、今年度につきましては、令和5年度に使用する教科用図書を採択いたします。採択対象とする教科用図書につきましては、文部科学省が作成する教科書目録に登載された教科用図書のうちから採択するものといたします。ただし、「学校教育法附則第9条」の規定によりまして、特別支援学校、特別支援学級等におきましては、下段の枠内の※4にございますように、教科書目録に登載された教科用図書以外も使用できるとされておりますので、該当する教科用図書も採択できるものといたします。

資料を1枚おめくりいただき、8ページを御覧ください。

次に、「(3)教科用図書の調査審議」でございますが、教科書目録に登載された教科用

図書について、調査審議の観点に基づき、十分に行うものといたします。

次に、「（４）採択の透明化」でございますが、採択の公正確保に向けて、採択方針及び採択手順を公表いたします。また、教育委員会における採択は公開するとともに、教科用図書選定審議会報告書等の資料については、採択終了後に公開するなど、採択の透明化に努めてまいります。

次に、「（５）静ひつな採択環境の確保」でございますが、採択を公正かつ適正に行うため、教科用図書について誹謗・中傷等が行われる中で採択がされたり、外部からの不当な働きかけ等により、採択が歪められたなどの疑念が抱かれたりすることのないよう、静ひつな採択環境を確保いたします。

次に、「（６）採択地区」でございますが、小学校及び中学校における採択地区は、１地区といたします。川崎高等学校附属中学校及び高等学校は学校ごとに採択いたします。また、特別支援学校及び特別支援学級は一括で採択を行います。

１枚おめくりいただき、９ページを御覧ください。「（７）採択時期」につきましては、８月３１日までに行うものとされております。

次に、「３ 教科用図書の調査審議」の「（１）教科用図書選定審議会」でございますが、教科用図書の審議を行うため、川崎市教科用図書選定審議会を設置し、教育委員会は、審議会に対し、教科用図書の調査審議について諮問いたします。審議会は、次の（２）から（４）までに掲げる調査研究会等からの報告を参考に調査審議し、審議結果を教育委員会へ答申いたします。

次に、「（５）調査審議の観点」でございますが、教育基本法及び学校教育法の理念の実現に向けて、次の５つの観点から検討して、最も適切と思われるものを採択いたします。１点目は「学習指導要領との関連」、１枚おめくりいただき１０ページにお進みいただき、２点目は「編集の趣旨と工夫」、以下「内容」「構成・分量・装丁」「表記・表現」でございます。

４の「教科用図書の採択手順」でございますが、はじめに、（１）の小学校が使用する教科用図書につきましては、現在使用している教科用図書と同一のものを採択いたします。

次に（２）の中学校及び川崎高等学校附属中学校が使用する教科用図書につきましても、現在使用している教科用図書と同一のものを採択いたします。

次に（３）の高等学校が使用する教科用図書につきましては、法令上の具体的な定めはございませんが、新学習指導要領の実施に伴い、新たに採択を行うこととなります。

１１ページを御覧ください。（４）の特別支援学校、特別支援学級の教科用図書も含めまして、後程、フロー図にて御説明いたします。

下段の５の「教科用図書展示会」でございますが、教科用図書展示会につきましては、１２ページにありますように、本年６月１０日から８月３日までの期間におきまして、お示しの８箇所それぞれ実施いたします。開催日時につきましては、１２ページの中段のやや上から１３ページの会場・日時一覧のとおりでございます。

1 枚おめくりいただき、14 ページを御覧ください。こちらは、高等学校における教科用図書の採択手順を示したものでございます。1 番下の四角囲みに「校内調査研究会」と「調査研究会」がございまして、左側の「校内調査研究会」は、各学校においてそれぞれの種目について、教科用図書の調査研究を進めていく組織でございまして、教科ごとに全ての教員で構成する研究会でございまして、そして、この「校内調査研究会」では、各校の目指す生徒像や身に付けさせたい力等を、教科ごとに記載した「教科用図書採択の観点」を作成するとともに、選定候補となる複数の教科用図書に関する内容の調査研究を行い、③で「調査研究会」、④で「校内採択候補検討委員会」に報告いたします。一番右側の「調査研究会」は、各高等学校の教科ごとに選任された調査研究員で構成され、選定候補となったすべての教科用図書について調査研究を行い、⑤で「校内採択候補検討委員会」に調査研究の報告をいたします。「校内採択候補検討委員会」は、校長を長とし、校内取りまとめ担当者を中心としたメンバーを校長が任命いたします。構成するメンバーの人数といたしましては、各学校の状況に応じて10名程度になるものと想定しております。「校内採択候補検討委員会」では、「校内調査研究会」及び「調査研究会」の報告をもとに採択候補一覧表を作成し、「教科用図書採択の観点」とともに、⑥で川崎市教科用図書選定審議会に提出いたします。教科用図書選定審議会では調査研究等の報告を参考にしつつ、さまざまな視点で審議し、⑦で審議結果を教育委員会に答申いたします。

1 枚おめくりいただき、15 ページを御覧ください。特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択手順でございまして、特別支援学校の小・中学部、及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書は、原則として通常の学級で使用する教科用図書と同じでございまして、学校が学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の使用を希望する場合には、校内調査研究会を設置し、対象となる児童・生徒の発達段階や障害の状態・能力・適性などを踏まえて調査研究し、教科用図書選定審議会に報告いたします。また、特別支援学校の高等部におきましては、現在特別支援学校用の教科用図書がございませんので、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を調査研究し、学校ごとに選定した図書を、教科用図書選定審議会に報告いたします。審議会では調査研究等の報告を参考に審議し、④でその審議結果を教育委員会へ答申いたしまして、教育委員会において毎年採択していただいております。

1 枚おめくりいただき、16 ページを御覧ください。今後のスケジュールでございまして、本日の選定審議会以降、調査研究会等を経て8月の教育委員会における採択を予定しております。説明は以上でございまして。

(会長)

事務局のほうから、採択方針について御説明がありましたけども、何か御質問等ございましてでしょうか。

(委員)

語句がわからないのでちょっと教えていただきたいと思っただけですけども、一番の目

的の一番最初の文章で、教育課程の構成に応じた組織排列された教科書って書いてあった箇所なんですけど、ちょっと僕の認識が悪いのかもしれないんですけど、よく分からないので、この意味合いをちょっと教えていただければと思うんですが。

(会長)

組織排列された教科の意味ですね。

(事務局)

こちらに、教育課程の構成に応じて組織排列されたと、ちょっと見慣れない文字で書いてあるのですが、教育課程に応じて、各教科というのがございますので、それに応じた教科書として使用する、教育課程に応じて順序だてて作られた教科書、文科省のホームページに書いてありまして、ちょっとうまく説明ができていないのですが。

(事務局)

字が見慣れないんですけど、この字を使っておりまして、意味合いとしては今申し上げたとおりです。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

1年生は1年生とか、そういう意味ではなくて。子どもの成長にあわせてみたいな、柔らかく言うとそういうことなんですかね。

(事務局)

そうですね。それぞれいろいろ国語ですとか英語ですとか、いろいろ科目があると思うんですけども、そういうことに順序だてて作られているというような意味合いがあるのだと。

(会長)

はい、よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

(委員)

ちょっと確認なんですけど、先ほどの展示会がある、この委員の方々みんな見たほうが、ちょっと初めてなんでわからないんですけど、教科書用の図書の見本展示、見てたほうがよろしいという解釈でしょうか。

(事務局)

総務室の小嶋と申します。展示会についての御質問でございますが、こちらの採択方針に記載しております展示会は文部科学省による14日間開催という決まりがございますので、一般市民向けに開催をする展示会の予定でございます。今年は高等学校の教科書が中心でございますので、教科書発行者から送られてくる教科書をすべてスケジュールにそって展示をしております。送られてくる数に限りがございますので、順番にまわるという状況でございます。委員の皆様がこちらの展示会で教科書を見ることができまして、総合教育センターで教科書を置くようにしておりますので、審議会の委員の皆様があらかじめ教科書を見た

いということでしたら、総合教育センターに御連絡いただければ調整させていただきたい
と思います。また次の審議会の時には教科書を御用意するようなかたちになると思います。
以上でございます。

(会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

あともう一点よろしいでしょうか。さきほど一番最初にちょっと度忘れしちゃったんで
すけど、ここは非公開で議事録はどうなるか、よく言う情報公開法で出た場合に、黒く見え
消して、委員の名前とかも全部でないという形で発言がでる、そういう解釈でよろしいで
しょうか。

(事務局)

はい。

(会長)

よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。

(委員)

お世話になります。よろしく申し上げます。2024 年度からデジタル教科書が本格実施と
いうことで、話題を集めているところでございます。導入にあたっては色々な御意見もある
ようですが、川崎市の中ではこれまでも教師用ではなくって学習者用のデジタル教科
書がどの程度入っていたのかなということと、これから 24 年度の全面実施、本格導入に向
けて、どのような取組が進められていくのか、県のほうでも実証事業とかもやっております
ので、そのあたりも教えていただけるとありがたいです。お願いします。

(事務局)

カリキュラムセンターの鶴木と申します。デジタル教科書につきましては、紙の教科書と
同一の内容がデジタル化されたものでございまして、教科書会社が作成するものであり、た
とえば拡大や縮小、音声読み上げ、検索等が行えるメリットや、動画やアニメーション等の
デジタル教材との一体的使用のメリットなどが挙げられております。文部科学省では令和
6 年度、これは 2024 年度になりますが、デジタル教科書の本格的な導入の最初の契機とと
らえ、その活用を推進する必要があると示しております。令和 3 年度、昨年度です、全国
的な実証事業が行われまして、本市におきましても、70 校でデジタル教科書の実証が行わ
れました。秋には、教員と子ども向けのアンケートが行われ、例えば拡大機能等が効果的
であるなどの意見がある一方、昨年 GIGA 端末が導入された年ということもありまして、デジ
タル教科書の使い方について深められなかった等の意見もありまして、デジタル教科書の
使い方について、今後の検証が待たれるところと考えております。令和 4 年度、今年度は、
全小中特別支援学校で外国語が、また本市では外国語に加え、約 8 割の学校で他の教科のデ
ジタル教科書の実証事業が行われます。今後も国の事業に合わせて検証を進めてまいりた
いと思います。以上です。

(会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

はい、ありがとうございました。

(会長)

今回は、高等学校と特別支援学校の採択ということなんですけど、今のお話なんとなく小中だったのかなという感じもするのですが、高等学校と特別支援学校はデジタルという話がありましたか。

(事務局)

特別支援学校も含めて外国語も入ってまいります。

(会長)

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

(委員)

私は小学校の人間ですので、今回、高校と特別支援学校ということで、直接ちょっと不勉強なところもあるので、具体的な9ページの3番、教科用図書調査審議の中の(5)のア、学習指導要領との関連のところ、具体的な教科の話をお話してもらっていいですか。今度新しい学習指導要領で小学校もいわゆる主体的・対話的で深い学びというので、今回すばらしいなと思ったのが、小中高特別支援学校全部同じ目標というか、そういうものでやっというということで、すばらしいなと思っていて、ある報道とか何処かホームページでちょっと忘れてしまったんですが、その中で高校は、言語能力の確実な育成ということが書かれていて、特に国語について大きく影響を与えるようなことが書かれていて、おもしろいなと思って見ていたんですけど、小学校やっぱり国語っていうと国語の教科しかないんですけど、高校って今までも4つくらいに別れていたんですかね、今回、見たところ、論理国語とか、文学国語とか、国語表現とか、言語文化とか、6つぐらい細分化されて、再編されたっていうんですかね、聞いていておもしろいなと思って、見たことがないので、その辺の流れというか、実際にその目的というか、そういうものを実際に教科書を今後見るにあたって教えていただきたいなということです。よろしいですか。

(事務局)

令和5年度使用教科書におきましても、新学習指導要領で再編された科目の教科書の採択がございます。いまお話がありました、例えば国語科におきましては、選択科目でこれまでの現代文A、現代文B、古典A、古典B、国語表現から、論理国語、文学国語、国語表現、古典探究にかわります。論理国語、文学国語、国語表現は共通必修科目であります現代の国語及び言語文化において育成された能力を基盤として、思考力、判断力、表現力等の言葉の働きをとらえる3つの側面である、話すこと、聞くこと、書くこと、読むことの、それぞれを主として育成する科目として新設されました。いまお話がありました、例えば論理国語につきましては、主として思考力、判断力、表現力等の想像的、論理的思考力の側面の

力を育成するため、実社会において必要となる、論理的に書いたり、批判的に読んだりする力の育成を重視した科目となっています。それから、文学国語につきましては、主として思考力、判断力、表現力等の感性、情緒の側面の力を育成するため、深く共感したり、豊かに想像したりして、書いたり読んだりする力の育成を重視した科目となっております。以上です。

(会長)

いま事務局が言われた内容というのは、どこかに書かれているような内容になるんですかね。

(事務局)

そうですね。文科省のホームページ等にも新学習指導要領のところがございますので。

(会長)

言葉だけだと行き過ぎてしまうので、見てみるのも大事かなと思います。他いなかでしょうか。

(委員)

2点ありまして、まず1点目が、今回高校の教科書の採択ということで、ものすごい数の教科があるのかなと思います。具体的にどの教科が採択の対象になるのかを教えてくださいたいのが1点目です。2点目がですね、ページで言うと14ページと15ページの採択手順のページの中で、高等学校のほうは校内調査研究会っていう研究会と、右のほうに調査研究会っていう2つの研究会が示されているのですが、この2つの研究会のちょっと違いがよくわからなかったので御説明をいただきたいです。ごめんなさいもう1点あるのですが、高等学校のほうは校内調査研究会、調査研究会というのが2つあって、一方で特別支援学校のほうは校内調査研究会のみというような形の図になっているのですが、この違いの理由も教えていただければと思います。

(事務局)

では、教科につきましてですが、高等学校の各学科に共通する教科科目等の一覧というのがございまして、そこでのせられている教科としましては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報、理数となっております。

(事務局)

いまのがすべての高校生が学ぶ共通教科となりますが、川崎市の場合は総合科学の工業科ですとか、幸のビジネス教養科とかありますので、工業、商業、家庭、それから福祉という専門の教科もあります。

それから、高等学校のほうの14ページのフロー図にあります、校内調査研究会と調査研究会、これの違いについて御説明いたします。まず校内調査研究会というのは、それぞれの学校の全員の教員が、それぞれの教科の担当がありますので、例えば国語なら国語の教員が全員、地理歴史公民なら地理歴史公民の教員が全員集まって、自分の学校の生徒たちにどのような教科書が適しているかというのを研究するのが校内調査研究会というものでござい

ます。これはそれぞれ学校ごとに目標とするものとかが異なりますので、自分学校の生徒に
対してということの研究をしてみたいです。それぞれの全日制5校、定時制4校ありますが、
それぞれの学校が候補としたいものが出てきますので、今度はそれを調査研究会というの
は、それぞれの学校の教科の代表者が選ばれて、自分の学校という括りではなくて、川
崎市として9校全体の中で、こんな教科書がでてきているけれども、それぞれ適切なものか
どうかということを研究する調査研究会でございます。こちらにつきましては、各校から代
表が出てきてというところで、代表者の中で研究するというものになっております。という
ことで、校内調査研究会と調査研究会がそれぞれ目的というものが違っておりますので、2
つございます。

(事務局)

特別支援学校の御質問がございましたが、高等学校のほうは教科ごとということ、それか
ら、各学校の実態に応じてということがあるので、このようなかたちで採択をしております
が、特別支援学校のほうにつきましては、15ページの下段のところがございますように、
対象となる児童生徒の発達段階に応じてということが、一番の重要視しているところと
なりますので、そのようなかたちになっております。

(会長)

高校の場合は5校とかで意見を交換しあう会があるけれども、特別支援学校のほうでは、
校内で子どもにあわせてということになっている。そういうかたちですかね。

(事務局)

はい。

(委員)

いまの質問について、もう1点だけ確認したいんですけど、高等学校のほうで調査研究会
というところで、各学校の代表者に集まってもらってみんなで検討しますっていう話があ
って、このフローを見ると、その結果を、また校内採択候補検討委員会に戻すっていうこ
とは、⑥で出てくる採択候補一覧というのは、学校ごとに出てくるということなんですか。

(事務局)

はい。

(委員)

いまの校内調査研究会と調査研究会の関係ですが、高等学校の場合は学校ごとに教科書
を決めるということがあるんですけども、それとの調査研究会との関係というのはどうな
っているのでしょうか。

(事務局)

校内調査研究会はそれぞれの学校の先生がやりますので、自分たちの学校の生徒たちを
見ておりますが、調査研究会は自分の学校以外の教科の先生たち集まったの研究会になっ
ておりますので、自分たちが見たものと、それから調査研究会という客観的に教科書こうだ
ってものを見て、それぞれあがってきたものを両方とも踏まえながら、校内採択候補検

討委員会という校長を長とした中で検討していただくというかたちになっております。

(委員)

そうすると校内調査研究会からあがってきた結果と、調査研究会からあがってきた結果が違う場合はどのようなかたちになるのでしょうか。

(事務局)

教科書のとらえ方の研究の違いがあると思いますので、④であがってきたものと、調査研究会であがってきた⑤を、校内採択候補検討委員会で検討して、例えば校内で調査したものに更に⑤で調査されているものを、視点をとりいれたほうがよりいいだろうということになれば、またそこで更に検討されてというかたちで、それが混ざって⑥の各学校ごとに教科用図書の採択の観点と採択候補一覧が出てくるという状況になっております。

(会長)

最初に校内である教科でやったものと、ほかの学校でどうなっていたかというのを知り、もう一回最終的に学校の中で判断すると、そういうかたちにしてるということですね。

(事務局)

はい。

(会長)

他いかがでしょうか。

(委員)

何年かたずさわらせていただいているんですけども、初めての方は次がどういうふうに、私たちが検討するのかと不安に考えてらっしゃると思うんですけど、それをまとめたものを総合教育センターの指導主事を中心として、すばらしい資料を出していただきます。それを参考にしながら、私たちは実際の教科書を見て審議するという流れになっていますので、本当に丁寧にやっただきっている資料が次の審議会で出てきます。何回か参加した者としてお知らせしておきたいと思います。

(会長)

調査という言葉と、審議という言葉と、採択と3つあるんですね。このそれぞれが何をするんだろう、微妙なところもあるんですけど、感覚的にはわかるんですけど、その意味合いというか、わかりやすくなるものがあればいいのかなと感じています。

(委員)

もう一つなんですけど、我々の立ち位置というものが、恐らくまだこの説明だけではわからないんだと思うんですね。ここで決定するのでは決してなくてというところで、その辺の流れを⑦に行く流れをちょっと教えていただければと思います。答申を教育委員会にあげるという。

(事務局)

採択の流れにつきましては、少し繰り返しになってしまうところもあるかと思うんです

が、高校の場合でしたら、調査研究をして、校内採択候補検討委員会、中段のところ、一覽を審議会のほうに提出していただきます。その後、この川崎市教科用図書選定審議会の中では、その報告をもとに、色々御意見をいただいて審議していただいた結果、それを教育委員会にあげていく。採択の権限というのは教育委員会にありますので、教育委員会で採択するという流れになっております。

(事務局)

補足いたします。先ほどから御覧いただいている資料の14ページが一番わかりやすいと思います。本日もお願いしている会議が川崎市教科用図書選定審議会ということで、上から2番目の四角のところでございますが、①に諮問と書いてございます。⑦に審議会の答申。つまり教育委員会会議から、諮問を受けているという関係でございます、それに基づきまして、審議をしていただきまして、審議内容を教育委員会に答申をしていただくということでございます。最終的に教科書を採択するのは教育委員会で決定するのですが、この委員会では、審議をしていただいて、それを教育委員会に答申していただくという関係性でございます。その前段として色々な調査を各学校の委員会を含めて調査をしたものが、この審議会に調査結果としてあがってまいりますので、それをもとに、教育委員会の諮問に基づき答申していただくということでございます。

(委員)

なんとなくのイメージなんですけど、この審議会、我々PTAの関係者は、当然校内調査研究会とかに参加するわけではないと思っているので、我々は我々で個人的に、例えば展示会とかを見させていただいたりしながら、教科書についての理解を深め、次回の審議会の時に、各学校からあがってきた候補一覽について、またこの場で皆さんで議論した内容が教育委員会にあがっていくみたいな、そういうかたちの理解でよろしいでしょうか。

(委員)

選定審議会の役割というんでしょうか、まず高等学校と特別支援学校が採択の対象ということで、それぞれの学校で、高等学校であれば、いま御説明のあった校内調査研究会や調査研究会をとおして、まずそこで、それぞれの教科書がどういう特徴があるのか、どちらが良い悪いということではなくて、どういった特徴があるのかというのをまず調査研究していただいて、そのうえで、いわゆるスクールポリシーに基づき、うちの学校ではこういう人材を育成したいからこの教科書を使いたいという、その候補について検討していただくのが校内採択候補検討委員会になる。そこからあがってきたものを、我々が選定審議会として、それが中身、それぞれ、学識の立場、保護者の立場、学校教育関係者の立場から見て、妥当かどうかというのを審議して、それを教育委員会会議にあげていく。最終的にそれを採択するかしないかは教育委員の判断になってくる。特別支援学校については、以前はたしか学校ごとの調査研究という流れがあったかと思うのですが、今回も学校ごとの調査研究したうえで、全市的に採択していく流れになると思いますが、説明もありましたが、特別支援学校については発達段階であるとか、そういったことが非常に重要視されていくのかなと思います。

ます。いずれにしても、それぞれの学校現場で、先生方がどういう児童生徒の育成を目指していくか、それに応じてどういう教科書を使っていくかというような、そういった視点が非常に重要になってくるのかなと思いますので、私共はそれに対して、それぞれの立場から審議していく、そういった流れになると理解しております。

(会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(委員)

スケジュールについてなんですけど、去年もそうだったかなと思うんですけど、展示会の時期と、第2回の審議会の時期で、多摩区とか麻生区で開始されるときには、もう第2回の審議会が終わってたりするので、今年度はなかなかスケジュール的に難しいのかなと思うんですけど、PTAとしても、こういった会が開かれてる時に、各学校にこういうことやってるので、自分たちの子供たちが今後学ぶ教科書なので、見て意見をくださいねと話はしてるので、次年度以降もう少しスケジュール感で、公平のようなかたちでいただけるとうれしいなと思います。

(事務局)

展示会のスケジュールで御意見をいただきありがとうございます。今回高校ということで、送られてくる冊数が少ないこともあってですね、どうしてもこのようなスケジュールになってしまう、教科書はたくさん送られてくるものではないものですから、このようなスケジュールで開催させていただいているところではありますが、委員の皆様が事前に教科書を見たいという御要望があると思いますので、またちょっとそれはそれとして、別途調整をさせていただければと思います。

(事務局)

大変恐縮なのですが、委員から先に御質問のありました、議事録の公開についてなんですけど、もう少し詳しく補足させていただきたいのですが、この会議は非公開でございますが、議事録は作成いたします。最終的に教育委員会で教科書が採択された、8月下旬の予定にはなりますが、採択された後に、この審議会で使用している資料ですとか、委員の名簿につきましては公開をする予定でございます。ただし議事録は作成いたしますが、誰の発言なのかということは伏せております。個別に何々委員がこのように言ったではなく、「(委員)」というかたちで、誰が発言したかというのはわからないように、ただ発言内容は議事録として起こして公開をするという予定でございます。以上でございます。

(会長)

はい、よろしいでしょうか。大変活発な良い会というものなんですけど、本当にやっぱり関心がある。そういったことだから色々な御意見も出てくると思うので、第2回も続くといいなと思います。

それでは、事務局のほうから御提案いただいた「令和5年度川崎市使用教科用図書採択方針」について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

【出席委員全員挙手】

はい、ありがとうございます。

それでは事務局にお返ししたいと思います。

(事務局)

それでは、事務局より連絡事項をお伝えいたします。

【事務連絡】

それでは、これもちまして第1回教科用図書選定審議会を閉会いたします。本日はお忙しい中御出席くださりましてありがとうございました。